4　その他
⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨とする。
⑵　入札保証及び契約保証
①　入札保証　要
②　契約保証　要
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　落札者の決定方式　総合評価落札方式（技術提案評価型）
⑸　見積活用方式の有無　有
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　契約書作成の要否　要（電子契約による）
⑻　本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑼　関連情報を入手するための照会窓口は、上記３⑴に同じ。
⑽　詳細は、東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する入札公告（説明書）による。
5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Matsuzaka Toshihiro, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Seismic Reinforcement Work of Shimoono-Daini Viaduct on Higashi-Kanto Expressway
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 4 April 2025
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 17 September 2025
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Yamada Ryota, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―11―20 Sakuragi-cho, Omiya-ku, Saitama city, Saitama, 330―0854, Japan TEL : 048―631―0020

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
令和７年２月18日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局長　長谷川朋弘
◎調達機関番号　20　◎所在地番号　27
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　国営飛鳥歴史公園高松塚周辺地区高松塚新施設新築設計業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　業務内容　本業務は国営飛鳥歴史公園高松塚周辺地区高松塚新施設新築等の設計（基本設計、実施設計及び数量積算業務）を行うものである。
⑷　履行期間　契約締結日の翌日から令和９年10月29日まで
⑸　本業務は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができるが、書面手続きにおける押印等の取扱いについて留意すること。
⑹　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
⑺　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
2　参加資格
技術提案書の提出者は、下記⑴に掲げる資格を満たしている単体企業、同一の組合又は下記⑵に掲げる資格を満たしている同一の設計共同体であること。
⑴　単体企業（組合を含む）
ⓐ　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
ⓑ　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の定期受付の受付期間中において、希望職種を建築関係建設コンサルタント業務として申請していること。
なお、令和７年４月１日時点において、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
ⓒ　近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
ⓓ　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
ⓔ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
ⓕ　参加希望者は代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該業務の説明書及び設計図書等（以下「説明書等」という。）に基づき資料を作成すること。ただし、電子記録媒体（ＣＤ―Ｒ等）を下記５⑴に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより電子データの交付を受け、資料を作成した者も可とする。
なお、「返信用封筒」は簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼付すること（以下、同じ）。
また、「郵送」は郵送（書留郵便に限る）又は、託送（書留郵便と同等のものとする。）によるものとする（以下、同じ。）。
ⓖ　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
ⓗ　本業務に設計共同体として資料を提出した場合、その構成員は、単体として資料を提出することはできない。
⑵　設計共同体上記⑴ⓐから⑴ⓗまで（ただし、上記⑴ⓕについては設計共同体の構成員のうち一者が満たしていればよい。）に掲げる条件を満たしている者より構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年２月18日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。
3　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　配置予定の技術者の資格
⑵　配置予定の技術者の経験及び能力　同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、表彰の実績
4　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　配置予定の技術者の資格
⑵　配置予定の技術者の経験及び能力　同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、表彰の実績、ＣＰＤ
⑶　業務実施方針及び手法　業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案
5　手続等
⑴　担当部局　〒540―8586 大阪市中央区大手前３－１―41大手前合同庁舎　国土交通省近畿地方整備局総務部契約課契約第二係　ＴＥＬ06―6942―1141
Mail　kkr-keiyaku-keiyakukakari2@gxb.mlit.go.jp